

1.目的

本規程は、利用者のご家族等との面会を適切に実施し、利用者の生活の質（ＱＯＬ）の維持・向上及び精神的安定を図るとともに、感染症の施設内感染防止及び安全な生活環境を確保することを目的とする。

2.基本方針

当施設は、利用者のご家族等との面会が利用者の心身の安定及び生活の質の維持に重要である事を踏まえ、感染対策及び利用者の安全確保との両立を図りながら適切に実施する。なお、本規程は面会を一律に制限することを目的とするものではなく、感染症の流行状況、利用者の健康状態等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。

3.面会時間：面会時間は原則として次の時間帯とする

- ・面会時間 原則として毎日8：30～17：00
(診療、検査、処置、リハビリ、食事、入浴等の状況により、お待ちいただく場合がある)
- ・対面時間 1回30分以内

※利用者の体調・介護・医療処置、行事その他施設運営上必要がある場合は、施設長又は管理者の判断により面会時間を 変更又は制限することがある。

4.面会人数及び面会回数

- ・面会人数は、利用者1名につき1回3名までを原則とする。
- ・面会回数の制限は設けない。ただし、感染症流行時等は変更することがある。

5.面会者：面会者は原則として次の者とする

- ・小学校3年生以下の児童は、感染対策の為原則として面会不可とする。
- ・18歳未満は保護者同伴とする。
- ・親族又はキーパーソンその他施設長が適当と認めた者とする。
- ・体調の悪い方（発熱、咳、咽頭痛、下痢等感染症状がある）は面会不可とする。

6.面会を控えていただく場合：いずれかに該当する場合は、面会を控えるものとする

- ・面会者に発熱（37.5℃以上）、咳、嘔吐、下痢、発疹を伴う症状がある場合
- ・面会者が感染症に罹患している場合
- ・過去1週間以内に感染者患者との接触がある場合
- ・同居家族が感染症に罹患している場合
- ・その他、施設長が面会を控える必要があると判断した場合

7.面会場所：面会場所は原則として次の場所とする

- ・原則として居室又は施設が指定した場所とする。

8.面会時の感染対策：面会者は次の感染対策を遵守するものとし、施設職員の指示に従うこと

- ・面会前後は手指衛生を実施する。
- ・サージカルマスク（不織布マスク）を着用する。
- ・感染状況又は利用者の病状に応じて個人防護具（N95マスク、エプロン、フェースシールド等）を着用を求める場合がある。

9.面会中の禁止事項：面会中は次の行為を禁止する

- ・施設内での飲食・危険物の持ち込み・動植物の持ち込み・酒気帯びでの来所
- ・大声での会話や他利用者の迷惑となる行為
- ・無断での居室移動や他利用者の居室の立ち入り
- ・利用者本人及び他の利用者、職員のプライバシー保護の為、許可なく写真、動画撮影及び録音を禁止する。
- ・医療機器への接触や操作
- ・施設職員への各種ハラスメント行為等があった場合は面会を中止する。

10.面会制限：次の場合には、面会を制限することがある

- ・利用者の健康状態又は感染症流行状況等により、施設長又は主治医が必要と判断した場合は面会を制限する事がある。

11.面会の特例：次の場合には時間外面会を認めることがある

- ・看取り期
- ・病状悪化時
- ・主治医が必要と判断した場合
- ・病状説明、サービス担当者会議等
- ・その他施設長又は主治医が必要と判断した場合

12.周知：本規程の内容は、入所案内、施設内掲示及び施設ホームページ等を通じて利用者及びご家族へ周知する

13.感染症流行時等の対応

施設内又は地域において感染症の流行が認められた場合などは、利用者の安全確保及び施設内感染防止の観点から、次の措置を講じることが出来る。

- ・面会人数の制限、面会時間の短縮、面会者の条件等
- ・面会の一時停止

※これらの措置は、感染症流行時の対応については、感染対策委員会の決定に基づき運用する。

14.規程の見直し

本規程は、利用者の安全確保及び感染予防の観点から、関係法令、厚生労働省通知、感染症の発生状況、社会情勢並びに施設運営上の必要性を踏まえ、定期的又は必要に応じて見直しを行うものとする。見直しにあたっては、感染対策委員会その他関係部署で協議のうえ、施設長の承認を得て改訂するものとする。

※面会時間や面会方法等について、ご事情により本規程に沿った対応が難しい場合は、事前に施設職員へご相談下さい。
利用者及びご家族の事情を踏まえ、感染対策及び施設運営に支障のない範囲で個別に対応を検討いたします。